

令和元年度第2回埼玉県国民健康保険運営協議会 議事概要

- ・ 日 時 令和元年11月26日(火)午後3時～午後4時15分
- ・ 場 所 埼玉県県民健康センター 中会議室
- ・ 出席委員 13名

【被保険者代表委員】

市村委員、柿沼委員、金子委員、堀江委員

【保険医又は保険薬剤師代表委員】

廣澤委員、中村(勝)委員、齊田委員

【公益代表委員】

宇田川委員、秋山委員、伊藤委員、横山委員

【被用者保険等保険者代表委員】

柴田委員、中村(史)委員

1 議事(1) 令和2年度国民健康保険事業費納付金等の秋の試算について

<事務局>

- ・ 資料1により、国民健康保険事業費納付金等の秋の試算結果について説明

【主な質疑・意見】

- ・ 納付金や一人当たり保険税必要額について、翌々年度以降の推移の見通しはどのように考えているか。
- ・ 一人当たり保険税必要額が減少したというが、法定外繰入金を削減していくということになると、税負担は上がっていくのか。
- ・ 国に対して確定係数を早く通知するよう引き続き要望するとともに、精緻な推計に努めていただくようお願いしたい。

2 議事(2) 平成30年度埼玉県国民健康保険事業特別会計決算について

<事務局>

- ・ 資料2により、平成30年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の決算の概要について説明

【主な質疑・意見】

- ・ 歳入歳出のその他の項目について、主なものをお聞きしたい。
- ・ 基金繰入金の執行率が低い理由は何か。

3 議事(3) 平成30年度赤字削減・解消計画実施状況について

<事務局>

- ・ 資料3により、平成30年度赤字削減・解消計画実施状況報告書の概要について説明

【主な質疑・意見】

- 2020年度の保険者努力支援制度からマイナス評価が導入されたが、これはペナルティではないのか。この評価は国が行うのか、県が行うのか。県の裁量でマイナス評価を実施しないことができるのか。
- 保険税の減免に充てるための法定外一般会計繰入れについては、削減すべき赤字とはなっていないが、一部の市町村で実施している多子世帯の均等割減免について、県も支援を行うべきではないか。
- 国民健康保険法第44条（一部負担金の減免）、第77条（保険税の減免）について、多くの被保険者が制度を知らず活用できていない現実がある。県として、被保険者、医療機関、市町村に対して制度の趣旨を徹底すべきではないか。
- 計画を策定した32市町村の赤字削減状況に議論が集中しているが、市町村によって計画の精度に差があるのが現状であり、本来は計画を作る段階できちんとした指導をするのが重要と考える。